

令和8年 富士見町 条例

第 25 号

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月2日

富士見町長 渡 辺 葉

Mayor of Fujimi Town

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成30年富士見町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を、「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))が」を加える。

第14条第2項中「記録されたものをいう。)」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))」を加える。

第15条第5号中「個人番号カード」の次に「及び特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。